資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千六百万円、資本準備金の額を一億八千三百四十五万六千二百十円減少し、それぞれ六千万円、五百五十四万三千七百九十円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十三年二月十四日

京都府福知山市大江町三河八六〇番地

有限会社グリーンファームソーゴ

代表取締役　加納　宗治

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月十四日

茨城県日立市平和町二丁目一番一号

日立セメント株式会社

代表取締役　株木　貴史

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月二十八日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月十四日

東京都豊島区高田三丁目三一番五号

株式会社日立パイル

代表取締役　深澤　正勝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月十四日

東京都中央区日本橋兜町三番三号

大成証券株式会社

代表取締役　石川　尚志

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年六月二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月十四日

東京都新宿区市谷田町三丁目六番地新見附ビル四階

株式会社ヒユウ

代表取締役社長　稲葉　憲一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月十一日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月二十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月十四日

東京都中央区日本橋小網町九番四号

株式会社日本商品清算機構

代表取締役社長　髙橋　英樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年三月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十三年二月十四日

石川県金沢市北安江二丁目三〇番二六号

石川近鉄タクシー株式会社

代表取締役　大西　史人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年二月十四日

岡山県玉野市宇野四丁目一七番一号

株式会社宮原製作所

代表取締役　宮原　一也

合併につき株券等提出公告

当社は、東和通商株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年二月十四日

東京都台東区台東一丁目一一番三号

東和洗染資材株式会社

代表取締役　友景　克之

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＪＡＬナビアと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年二月十四日

大阪市北区堂島浜二丁目二番八号

株式会社ＪＡＬナビア大阪

代表取締役社長　仲野　裕二

限定承認公告

本籍福島県福島市松川町水原字山居二三番地、最後の住所福島県福島市上鳥渡字しのぶ台三四番地の三　被相続人　亡　鈴木　孝雄

右被相続人は平成二十二年八月二十六日死亡し、その相続人は平成二十三年二月七日福島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

福島県福島市上鳥渡字しのぶ台三四番地の三

限定承認者　鈴木　淳司

限定承認公告

本籍神奈川県平塚市御殿二丁目七番、最後の住所神奈川県平塚市御殿二丁目七番七号

被相続人　亡　脇　**隆**幸

右被相続人は推定平成二十二年十月十九日死亡し、その相続人は平成二十三年二月二日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

横浜市中区太田町三丁目三六番地　クリオ横浜関内壱番館三〇三号

相続財産管理人脇公江

代理人弁護士　小柳憲治郎

限定承認公告

本籍岐阜県大垣市笠木町一五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　片山　一弘

右被相続人は平成二十二年七月二十六日頃死亡し、その相続人は平成二十三年一月十四日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

岐阜県関市弥生町三丁目一番一五―三〇三号

限定承認者　片山　保

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、平成二十三年二月十日付社員総会決議により、効力発生日を平成二十三年三月十五日として、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は平成二十二年十一月十六日付官報の号外第二四〇号九十三頁に掲載されています。

平成二十三年二月十四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＢＦＲＶ坂下ＰＪ特定目的会社

取締役　野坂　照光

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四	下	二一	第四十二条の十第四十三条の十二第二項第二号	第四十二条の十第四十三条の十二第二項第二号
五	〃	終りから二	〃	〃
六	〃	一五	市長村長	市町村長
八	上	三三	引キ続キ	引続キ
六	〃	一〇	〃	〃
一一		引キ続キ		引続キ

平成二十三年一月二十四日（号外第十四号）公布厚生労働省令第十号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十三年一月二十五日中部地方整備局告示第九号（土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件）

（印刷誤り）

六	四	終りから二	桂町	柱町

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十四日付第二八号九六　ページ●同日付政府調達第二八号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）